

正 誤

埼玉県人事委員会規則七一〇一（令和七年三月二十八日第六百三号）中訂正

ページ 行

二 前から十九及び二十

誤

「新幹線鉄道等」の下に「の利用に係る特別料金等」を加え

正

「新幹線鉄道等に係る通勤手当」を「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当」に改め

ページ 行

二 前から二十四及び二十五

誤

「特別料金等の額の二分の一に相当する」を「特別料金等」に改める。

正

「特別料金等の額の二分の一に相当する」を「特別料金等」に改める。

ページ 行

四 前から五

誤

「当該新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当」

正

「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当」